

農業収支記録帳（詳細版）

－ 記録期間 －

年 1 月 1 日 ～ 12 月 31 日分

この記録帳は、いわゆる農業に係る「家計簿」です。農家のみなさんが農業に係る収入や必要経費を日常的に記録できるように作られています。

この記録に基づいて1年間の農業収入や必要経費を集計することで、所得税の確定申告や住民税（市県民税）申告に添付する収支内訳書（農業所得用）や農業所得決算書の基礎資料として活用できます。

決算書等に転記した後も、出荷伝票や領収書などと一緒に大切に保管しておきましょう。

【記帳の際の留意事項】

収入と支出（必要経費）をその事項が発生した都度、科目ごとに記帳するようになっています。分類が不明確なものについては、項目を追加するなどしてご利用ください。年末には科目ごとの合計金額を計算し、決算書や内訳書の同じ番号、記号の欄に合計金額を転記しましょう。

1. 農産物の本年の作付状況

- ・ 作付面積、数量、金額を作物別に記入します。

2. 本年の農業収入

- ・ 国から交付されている「米戸別所得補償モデル事業や水田利活用自給力向上事業」などの交付金は雑収入となります。
- ・ 自分が食べる分や親戚・知人に配る分（以下家事消費分）は、販売分と分けて記録します。この記録帳では1年分を一括で見積もり計算します。
- ・ 販売等をせず、家事消費分のみを栽培した場合には、その年に支出した必要経費と同額の収入金額と見積もり、差引き所得を「0」にすることもできます。

3. 本年の必要経費

- ・ 委託耕作料や地代は、相手の住所や名前の申告が必要です。
- ・ 農地に係る固定資産税は、必要経費にすることができます。農地に係る税額は、「固定資産税の税額明細書」（納税通知書と一緒に4月に送付済み）によって計算するか、税務課で発行する「税額計算書」によっても確認できます。
- ・ 農業所得の申告等で分からないことがありましたら、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

駒ヶ根市役所 総務部 税務課 市民税係 Tel 83-2111 内線275

住 所

氏 名

【保存期間7年】

目 次

I.	本年の農産物の作付状況	2
II.	本年の農業収入	
1.	販売金額	2～3
2.	家事・事業消費の金額	4
3.	雑収入	5
4.	農産物の棚卸高	5
III.	本年の必要経費	
1.	雇人費	6
2.	小作料・賃借料	6
3.	貸倒金	6
4.	利子割引料	7
5.	租税公課	7
6.	種苗費	7
7.	肥料費	8
8.	農具費	8
9.	農薬・衛生費	9
10.	諸材料費	9
11.	修繕費	9
12.	動力光熱費	10
13.	作業用衣料費	11
14.	農業共済掛金	11
15.	荷造運賃手数料	11
16.	土地改良費	12
17.	雑費	12
18.	減価償却費	13
19.	減価償却費の計算方法	14～15

本年の農業収入合計
円

本年の必要経費合計
円

I 本年の農産物の作付状況

作 付 種 目	面積 (a・m ²)	収穫量 (kg)	販売量 (kg)	家事消費 (kg)
水 稻				
野 菜 ()				
野 菜 ()				
野 菜 ()				

II 本年の農業収入

1. 販売金額（販売金額＝現金等の入金額－前年期末の未収金残高＋本年期末の未収金残高）
- ・ 販売金額は消費税込みの金額とし、農協・市場手数料などの出荷経費を引く前の金額を記入します。手数料などの金額は、各々の経費科目に振分け記入します。
 - ・ 自主流通米の清算金（通帳には、○年ツカセイソ、○年トクベツカンなどで表示）は、清算が行われた年の雑収入になります。
 - ・ 未収金になっているのものは「摘要」欄に表示し、最後に集計します。

農産物名（ 玄 米 ）

月 日	数 量	販売金額	摘 要
/		百万 千 円	
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
合計金額 ①の1			

農産物名（野菜類 1 :)

月 日	数 量	販売金額	摘 要
/		百万 千 円	
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
合計金額 ①の2			

農産物名（野菜類 2 :)

月 日	数 量	販売金額	摘 要
/		百万 千 円	
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
合計金額 ①の 3			

農産物名（野菜類 3 :)

月 日	数 量	販売金額	摘 要
/		百万 千 円	
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
合計金額 ①の 4			

農産物名（野菜類 4 :)

月 日	数 量	販売金額	摘 要
/		百万 千 円	
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
合計金額 ①の 5			

農産物名（野菜類 5 :)

月 日	数 量	販売金額	摘 要
/		百万 千 円	
/			
/			
/			
/			
/			
合計金額 ①の 6			

前年期末の未払金残高	百万 千 円
本年期末の未払金残高	百万 千 円

(①の 1) + (①の 2) + (①の 3) + (①の 4) + (①の 5) + (①の 6) - (前年期末の未収金残高)
 = 本年分の販売金額 () 円 … ①

2. 家事・事業消費の金額

収穫した農産物を自分で食べたり、親戚等に贈答したり、種子や種芋等にした場合には、収入金額に含めます。

家事消費・事業消費分は、1年分を一括見積もっても差し支えありません。

農産物の種類	数 量	金 額		
		百万	千	円
合計金額 ②				

◎ 販売をしていない場合の家事消費の基準となる金額

玄 米 10kg当り _____ 円

野菜類 10kg当り _____ 円

果実類 () 10kg当り _____ 円

() 10kg当り _____ 円

その他 () 10kg当り _____ 円

() 10kg当り _____ 円

() 10kg当り _____ 円

■ 農産物を販売している場合の計算

{ (その農産物の販売金額－出荷に要する経費) ÷ 販売数量 } × 家事消費等の数量

家事消費金額の計算例（玄米の場合）

玄米販売金額 2,103,500円 (8,600kg) 家事消費分 300kg

出荷経費 21,100円

本年分家事消費金額 = { (2,103,500円 － 21,100円) ÷ 8,600kg } × 300kg = 72,641円

家事消費金額の計算例（りんごの場合）

りんご販売金額 1,672,000円 (5,200kg) 家事消費分 100kg

市場手数料、運賃、包装費等 473,400円

本年分家事消費金額 = { (1,672,000円 － 473,400円) ÷ 5,200kg } × 100kg = 23,050円

■ 農産物を販売していない場合の計算

市場価格や米の仮渡金価格などを参考にして求めた単価 × 家事消費等の数量

3. 雑収入

月 日	項 目	金 額
/		百万 千 円
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
合計金額 ③		

4. 農産物の棚卸高

期末（昨年末）残高 ⑤	百万 千 円
-------------	--------

項 目	期末（本年末） 残 高
	百万 千 円
期末（本年末）残高 ⑥	

・ 期末棚卸数量の把握

収穫した農産物の12月31日現在残っているものの数量を把握します。

・ 期末の農産物の棚卸金額の計算

（その農産物の販売金額－出荷に要する経費）
÷ 販売数量 × 期末在庫の数量

【 農産物の棚卸高の計算例 】

玄米販売金額 2,103,500円（8,600kg）
 本年在庫 860kg 出荷経費 21,100円
 本年分期末棚卸高＝
 （2,103,500円 － 21,100円）÷ 8,600kg
 × 860kg ＝ 208,240円

集落営農組織（生産組合・集落営農（※法人は除く））の組合員は、申告用に組合より「配分通知書」が送付されます。配分通知書に記載された申告農業収入の合計金額は、雑収入になります。

国から交付されている「戸別所得保障モデル事業や水田利活用自給力向上事業」の交付金は雑収入となります。なお、補助金等は原則として交付を受ける日の属する年分に計上します。その他については下表を参考にしてください。

○ 雑収入となるもの	× 雑収入とならないもの
自主流通米や加工米の精算金	農協等から受け取る出資配当金 ⇒ 配当所得の収入金
小作契約に基づく収入 （農業委員会の許可なし）	小作契約に基づく収入 （農業委員会の許可あり）⇒ 不動産収入
農協の事業分量分配金	農業用資産の譲渡収入 ⇒ 譲渡所得の収入金
農作業受託手数料	建物更生共済の満期共済金 ⇒ 一時所得の収入金
わら、もみ殻などの副産物の販売収入	電柱の敷地料金 ⇒ 不動産収入
野菜や果樹共済などの農産物の受取共済金	生命共済や傷害共済など 自己身体にかかる損害共済金
出荷奨励金、価格差補償金、 野菜供給安定基金等の補助金	火災等が原因で建物や機械が 損壊したことにより受け取る損害共済金

Ⅲ 本年の必要経費

1. 雇人費

月 日	氏 名	住 所	作業内容	支払金額		
/				百万	千	円
/						
/						
/						
/						
/						
/						
合計金額				⑧		

- ・ 農産物の生産や販売のための雇人へ支払う給与・賃金のほか、食事や被服などの現物で支給した場合の費用などを記入します。

(注) 家族への支払いは必要経費になりません。

2. 小作料・賃借料

月 日	内 容	金 額		
/		百万	千	円
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
合計金額		⑨		

- ・ 小作料、農業用土地、建物の借用料、農具等の賃借料、ライスセンターや共同選果場の利用料などに要した費用を記入します。

3. 貸倒金

月 日	内 容	金 額		
/		百万	千	円
/				
/				
/				
/				
/				
合計金額		⑪		

- ・ 取引先などの資力喪失により回収不能となった売掛金、未収金等事業の遂行上生じた債権の貸倒れによる損失を記入します。

4. 利子割引料

月 日	内 容	金 額
/		百万 千 円
/		
/		
/		
/		
合計金額 ⑫		

- ・ 農業用資金の借入金利子や事業用資産の割賦買入による支払利子、受取手形の割引料などを記入します。

(注) 元本の返済分は必要経費になりません。

5. 租税公課 (※ 家事関連のある支出は、使用割合で案分した金額を記入してください。)

月 日	内 容	金 額
/		百万 千 円
/		
/		
/		
/		
/		
/		
合計金額 ⑬		

- ・ 農業用の土地建物等の固定資産税、自動車税等車両に係る税金、農事組合費、生産組合費、水利費、印紙代などを農業用として本年中に支払った金額を記入します。

※ 所得税、市県民税、国保税、国民年金保険料などは必要経費に計上できません。

※ 家事関連費が含まれる場合には、農業使用割合によって必要経費分を計算してください。

内 容	支払金額	使用割合	経費算入額
	千 円	%	千 円

6. 種苗費

月 日	内 容	金 額
/		百万 千 円
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
合計金額 ⑭		

- ・ 種子、苗等の購入費を記入します。

7. 肥料費

月 日	内 容	金 額
/		百万 千 円
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
合計金額 ㊟		

・ 化学肥料や堆肥用わらの購入費などを記入します。

・ 前年末の未払金を本年中に支払った場合や本年末の未払金がある場合には、その旨記載し、決算書に転記するときに調整します。

◎ 本年分の肥料費

支払合計額 － 前年末の未払金残高
＋ 本年末の未払金残高

前年末の未払金残高	百万 千 円
本年末の未払金残高	百万 千 円

8. 農具費

月 日	内 容	金 額
/		百万 千 円
/		
/		
/		
/		
/		
合計金額 ㊟		

・ バケツ、スコップ、ほうきなど、1個または1組の取得価額が10万円未満のもの、または使用可能期間が1年未満の農具、機械、器具などの購入費を記入します。

9. 農薬・衛生費

月 日	内 容	金 額
/		百万 千 円
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
合計金額 ㊦		

- ・ 農薬の購入費、共同防除の負担金等の支払額を記入します。

10. 諸材料費

月 日	内 容	金 額
/		百万 千 円
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
合計金額 ㊧		

- ・ 農産物の生産に直接必要なビニールシート代、袋、縄、支柱等の購入費を記入します。

11. 修繕費

月 日	内 容	金 額
/		百万 千 円
/		
/		
/		
/		
/		
合計金額 ㊨		

- ・ 農機具、農業用建物・車両などに要した修理費（大規模な修理を除く）などを記入します。

（注） 当該固定資産の価値を高めるため要した支出、または、現状回復のために要する金額を超える部分の支出は、資本的支出として減価償却の対象となります。

12. 動力光熱費

月	水道料			電気料（動力）			電気料（一般）		
	支払額	割合	経費算入額	支払額	割合	経費算入額	支払額	割合	経費算入額
1	百万 千 円	%	百万 千 円	百万 千 円	%	百万 千 円	百万 千 円	%	百万 千 円
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
小 計	a			小 計	b		小 計	c	

月	軽 油			ガソリン			灯 油		
	支払額	割合	経費算入額	支払額	割合	経費算入額	支払額	割合	経費算入額
1	百万 千 円	%	百万 千 円	百万 千 円	%	百万 千 円	百万 千 円	%	百万 千 円
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
小 計	d			小 計	e		小 計	f	

月	()			()		
	支払額	割合	経費算入額	支払額	割合	経費算入額
1	百万 千 円	%	百万 千 円	百万 千 円	%	百万 千 円
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
小 計	g			小 計	h	

・ 農業用として使用した、水道料、電気料（動力・一般）、農業機械・車両等に要した軽油・ガソリン・灯油代等の燃料費などを記入します。

・ 家事用に関する部分の計算は、電気料は使用時間、ガソリン代は走行距離数などによって、農業用部分の割合を計算し、按分します。

$$a + b + c + d + e + f + g + h$$



合計金額 (㊗)

百万 千 円

13. 作業用衣料費

月 日	内 容	金 額
/		百万 千 円
/		
/		
/		
/		
/		
/		
合計金額 ㊦		

- ・ 農作業に必要な衣類、長靴、地下足袋、帽子、手袋などの購入費を記入します。

(注) 雇人に支給した作業着など作業衣料費に相当するものは、「1. 雇人費」に記入します。

14. 農業共済掛金

月 日	内 容	金 額
/		百万 千 円
/		
/		
/		
/		
合計金額 ㊦		

- ・ 水稻等共済掛金、農産物等の価格安定制度の掛金、農業用の建物・車両に対する保険料などを記入します。

※ 建物更生共済や、長期火災保険の満期返戻金の支払に充てられる積立保険料は除きます。

15. 荷造運賃手数料

月 日	内 容	金 額
/		百万 千 円
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
合計金額 ㊦		

- ・ 農産物の販売に要した袋・箱・紐等の購入費や市場手数料、農協手数料、運送費などを記入します。

16. 土地改良費

月 日	内 容	金 額
/		百万 千 円
/		
/		
/		
/		
合計金額 ㊦		

- ・ 土地改良区、水利組合の負担金のうち維持管理費などを記入します。

17. 雑費

月 日	内 容	金 額
/		百万 千 円
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
/		
合計金額 ㊧		

- ・ 研修費、事務用品の購入費、電話代、切手代など上記 1. ～16. に分類できない経費を記入します。
- ・ 電話代に家事用と農業用分がある場合は、使用回数などによって使用割合を計算し、按分します。
- ・ 地域とも補償拠出金や、中山間地域支払交付金の必要経費等は雑費へ記入します。

18. 減価償却費

減価償却費の計算方法については、次ページ以降の減価償却費の計算方法をご参照ください。

※ 昨年中に10万円以上の農機具等を購入された方で、減価償却費の算出を希望される方は、購入の際の領収書をお持ちいただき、市役所税務課へお問い合わせください。

[illegible]

19. 減価償却費の計算方法

(1) いくらで購入しましたか？

区 分	説 明
① 取得価額20万円以上の償却資産	下記(2)計算式の共通事項へ 取得日によって計算式にあてはめて計算します。
② 取得価額10万円～20万円未満の償却資産 (右記のA・Bのどちらかを選択する。)	[A] 減価償却する方法 下記(2)計算式の共通事項へ [B] 一括償却資産で計算する方法 3年間で1/3ずつの均等償却で全額引ききる方法
③ 取得価額10万円未満の農機具	償却資産ではありません。 農具費に計上してください。

(2) 計算式の共通事項

いつ取得したかによって区別して計算をしていきますが、下記①～③を確認してください。

① 耐用年数と償却率

平成21年申告分から主な農業用償却資産の耐用年数が7年に変更されたことに伴い、下表(抜粋)のとおりに変更になりました。

用 途 ・ 構 造		細 目 (主なもの)	平成20年中 までに取得 したもの (旧耐用年数)	平成21年中 から取得 したもの (新耐用年数)
鉄骨鉄筋 コンクリート 造	鉄骨鉄筋コンクリート造	倉庫、作業場等	38年	38年
	金 属 造	骨格材 4 mm以上の倉庫作業場等	31年	31年
	木骨モルタル	倉庫、作業場等	14年	14年
	簡 易 建 物	掘立造・仮設	7年	7年
農 林 業 用 構 築 物	主にコンクリート造	貯水槽等	20年	17年
	主に金属造	果樹棚等	15年	14年
	ビニールハウス	合成樹脂骨格	8年	8年
	(土地に固定)	金属骨格	15年	14年
	ビニールハウス	簡易的なもの		7年
農 機 具	トラクター	乗用型	8年	7年
	整地用機具	ロータリー、畝たて機、ハロー、畦ぬり機	5年	7年
	栽培管理機具	田植機、育苗機、播種機	5年	7年
	防除用機具	動力散布機、動力噴霧機、草刈機	5年	7年
	収穫調整用	コンバイン、バインダー、米選機	5年	7年
	機 具	脱穀機、粃摺り機、乾燥機	8年	7年
	運搬用機具	動力運搬車、モノレールカー	4年	7年
	そ の 他	精米機	10年	7年
車 輦	一 般 用	軽トラック、普通トラック(ダンプ式)	4年	4年
		普通トラック(普通貨物)	5年	5年
そ の 他	事 務 系	パソコン	4年	4年

◎ 中古で取得した償却資産の場合

A. 所得時に耐用年数が経過済みであった資産 ⇒ 耐用年数＝法定耐用年数 × 0.2

B. 取得時に耐用年数が経過中である資産 ⇒ 耐用年数＝法定耐用年数－経過年数 × 0.8

※ 計算結果の耐用年数は、2年未満のときは2年とし、2年以上の月の端数は切り捨てます。

耐用年数		2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
償 却 率	H19. 3. 31 以前取得	0.5	0.333	0.25	0.2	0.166	0.142	0.125	0.111	0.1	0.09	0.083	0.076	0.071	0.066
	H19. 4. 1 以後取得	0.5	0.334	0.25	0.2	0.167	0.143	0.125	0.112	0.1	0.091	0.084	0.077	0.072	0.067

② 所有月数/12ヵ月

例：令和6年5月に取得した場合 8ヵ月/12ヵ月

③ 農業専用割合

農業と日常生活など農業との使用割合が混在している時には、使用時間や走行距離などの割合によって農業専用率を按分してください。また、複数人で共有する場合も所有権によって按分してください。

例：軽トラック使用割合が次の場合

日常生活での使用：農業での使用 ＝ 6：4 の場合、農業専用割合は40%となります。

(3) いつ取得しましたか？

- ① 平成19年3月31日までに取得 ⇒ (4) の計算へ
 ② 平成19年4月1日以降に取得 ⇒ (5) の計算へ

(4) 平成19年3月までに取得した償却資産

計算式

$$\text{取得価額} \times 90\% (\text{残存割合}) \times \text{償却率} \times \text{所有月数} \div 12 \text{ヵ月} \times \text{農業専用割合} = \text{その年の減価償却費}$$

例1：果樹棚（金属造）を平成19年3月に300万円で設置した場合の各年の償却例

	取得価格	残存割合	償却率	所有月数	専用割合	減価償却費	未償却残高
平成19年分申告	3, 000, 000円	90%	0. 066	10/12月	100%	148, 500円	2, 851, 500円
平成20年分申告	3, 000, 000円	90%	0. 066	12/12月	100%	178, 200円	2, 673, 300円
平成21年分申告	3, 000, 000円	90%	0. 071	12/12月	100%	191, 700円	2, 481, 600円
※ ↑ この年分の申告から耐用年数が14年に変更になったため、旧定額法償却率も0. 072になります。							
平成22年分申告	3, 000, 000円	90%	0. 071	12/12月	100%	191, 700円	2, 289, 900円
平成23年分申告	3, 000, 000円	90%	0. 071	12/12月	100%	191, 700円	2, 098, 200円
平成24年分申告	3, 000, 000円	90%	0. 071	12/12月	100%	191, 700円	1, 906, 500円
平成25年分申告	3, 000, 000円	90%	0. 071	12/12月	100%	191, 700円	1, 714, 800円
平成26年分申告	3, 000, 000円	90%	0. 071	12/12月	100%	191, 700円	1, 523, 100円
平成27年分申告	3, 000, 000円	90%	0. 071	12/12月	100%	191, 700円	1, 331, 400円
平成28年分申告	3, 000, 000円	90%	0. 071	12/12月	100%	191, 700円	1, 139, 700円
平成29年分申告	3, 000, 000円	90%	0. 071	12/12月	100%	191, 700円	948, 000円
平成30年分申告	3, 000, 000円	90%	0. 071	12/12月	100%	191, 700円	756, 300円
平成31年分申告	3, 000, 000円	90%	0. 071	12/12月	100%	191, 700円	564, 600円
令和 2年分申告	3, 000, 000円	90%	0. 071	12/12月	100%	191, 700円	372, 900円
令和 3年分申告	3, 000, 000円	90%	0. 071	12/12月	100%	191, 700円	181, 200円
令和 4年分申告	181, 200円（未償却残高）－ 150, 000円（取得価格の5％）＝ 31, 200円 （減価償却費）						150, 000円
未償却残高が償却可能限度額（取得価格の5％）に達するまで、上記の計算式で求めます。 以後5年間で残高が1円になるまで、1／5ずつ均等償却します。							
令和 5年分申告	150, 000円（取得価格の5％）× 1／5 ＝ 30, 000円 （減価償却費）						120, 000円
令和 6年分申告	150, 000円（取得価格の5％）× 1／5 ＝ 30, 000円 （減価償却費）						90, 000円
令和 7年分申告	150, 000円（取得価格の5％）× 1／5 ＝ 30, 000円 （減価償却費）						60, 000円
令和 8年分申告	150, 000円（取得価格の5％）× 1／5 ＝ 30, 000円 （減価償却費）						30, 000円
令和 9年分申告	30, 000円（前年度未償却残高）－ 1円（備忘価額）＝ 29, 999円 （減価償却費）						1円

(5) 平成19年4月以降に取得した償却資産

計算式

$$\text{取得価額} \times \text{償却率} \times \text{所有月数} \div 12 \text{ヵ月} \times \text{農業専用割合} = \text{その年の減価償却費}$$

例2：乗用トラクター1台を令和6年10月に400万円で購入した場合

	取得価格	償却率	所有月数	専用割合	減価償却費	未償却残高
令和 6年分申告	4,000,000円	0.143	3/12月	100%	143,000円	3,857,000円
令和 7年分申告	4,000,000円	0.143	12/12月	100%	572,000円	3,285,000円
令和 8年分申告	4,000,000円	0.143	12/12月	100%	572,000円	2,713,000円
令和 9年分申告	4,000,000円	0.143	12/12月	100%	572,000円	2,141,000円
令和10年分申告	4,000,000円	0.143	12/12月	100%	572,000円	1,569,000円
令和11年分申告	4,000,000円	0.143	12/12月	100%	572,000円	997,000円
令和12年分申告	4,000,000円	0.143	12/12月	100%	572,000円	425,000円
令和13年分申告	425,000円（未償却残高）－ 1円（備忘価額）＝ 424,999円（減価償却費）					1円

領収書等の 貼付場所

- ◆ 領収書などの保存にご利用ください。
- ◆ 伝票類は種類ごと、日付ごとに整理して保存しましょう。